鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第83号)第9条第1項に規定する一般乗 合旅客自動車運送事業者のうち、県内に主たる事務所を有するものをいう。
 - 二 貸切バス業者 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者の うち、県内に主たる事務所を有するものをいう。
 - 三 タクシー事業者 道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者 のうち、県内に主たる事務所を有するものをいう。
 - 四 第三セクター鉄道事業者 智頭急行株式会社及び若桜鉄道株式会社をいう。
 - 五 県内交通事業者 乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者及び第三セクター鉄 道事業者をいう。
 - 六 協会 一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会をいう。
 - 七 路線バス 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第3条の3第1号に定める路線定期運行の用に供するバスをいう。
 - 八 高速・空港連絡バス 路線バスのうち、省令第10条第1項第1号ロに規定する長距離急 行運送等の用に供するバスをいう。
 - 九 貸切バス 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供す るバスをいう。
 - 十 タクシー車両 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に 供するバスをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、燃料価格等の高騰の影響を受けている県内交通事業者を支援し、もって県 民生活や地域経済を支える重要なインフラである地域公共交通を維持・存続することを目的と して交付する。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、協会及び第三セクター鉄道事業者に対し、県内 交通事業者の車両維持費、動力費等の経費の増加相当額について、予算の範囲内で本補助金を 交付する。
- 2 本補助金の額は、次に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 協会 別表の第1欄に掲げる協会がその会員事業者に対し、同表の第2欄に掲げる経費 相当額につき、同表の第3欄に掲げる車両の区分に応じて、同表の第4欄に掲げる額を交付

した場合に、その交付に要した金額の合計額

- (2) 第三セクター鉄道事業者 別表の第1欄に掲げる第三セクター鉄道事業者における同表 第2欄に掲げる経費相当額につき、同表の第4欄に掲げる額
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、令和5年7月1日から同年8月31日までに行わなければならない。
- 2 本補助金の交付申請は、様式第1号又は第2号によるものとし、協会にあっては様式第3号 を添付して申請するものとする。
- 3 協会は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかか わらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額 を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものと する。
- 2 第三セクター鉄道事業者に対する前項の交付決定は、規則第18条第1項による交付額の確 定と併せて行うものとする。
- 3 本補助金の交付決定通知は、様式第4号又は第5号によるものとする。
- 4 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、 仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控 除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変 更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額する ものとする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に揚げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2)補助事業の中止及び廃止
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了 又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。ただし、第 三セクター鉄道事業者の場合は、本補助金の交付申請書の提出をもって、実績報告及び規則第 17条第2項の規定による書類の添付があったものとみなす。
- 2 前項本文の実績報告は、様式第6号によるものとし、様式第3号を添付して行うものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 本補助金の交付を受けた県内交通事業者が、交付を受けて1年以内に事業の停止、路線の廃止、減便等を実施した場合は、やむを得ない理由があるときを除き、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、規則第22条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表(第4条関係)

補助事業者	補助対象経費	車両の区分	金額		
一般社団法人鳥取	車両維持に係るメンテナ	高速・空港連絡バス車	1両当たり 33,000円		
県バス協会	ンス費用及びタイヤ購入	両及び貸切バス車両			
	費用	その他のバス車両	1両当たり 66,000円		
一般社団法人鳥取	車両維持に係るメンテナ	タクシー車両	1両当たり 30,000円		
県ハイヤータクシ	ンス費用及びタイヤ購入				
一協会	費用				
智頭急行株式会社	直近の会計年度における	_	12,000,000 円		
	動力費及び業務費の増加				
若桜鉄道株式会社	額	_	4,000,000 円		

⁽注) この表において「車両」とは、道路運送法の規定にしたがって、旅客の運送の用に供される事業用自動車をいう。

年 月 日

職氏名様

職氏名様

住 所 申請者 氏 名 電話番号

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金交付申請書

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則 第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金
算定基準額(見込み)	金 円
交 付 申 請 額	金 円
添 付 書 類	事業計画書兼収支予算書(様式第3号)

(注) 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本 部に照会することがある。 職氏名様

住 所 申請者 氏 名 電話番号

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼振込依頼書

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則 第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付される補助金は、以下に記載する振込先に振込ください。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金
- 2 交付申請額 金 円
- 3 補助事業等の内容 動力費等の経費の増加
- 4 添付書類
 - ・直近2期分の決算書(経費の明細がわかる損益計算書、勘定科目内訳明細書等)
- 5 補助金の振込先

補助金	金融機関			
振込先	本店支店名			
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
		フリガナ		
	口座名義人	氏 名		

(注) 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本 部に照会することがある。 様式第3号(第5条関係)(協会分)

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金事業計画・収支予算(事業報告・収支決算)書

- 1 事業目的
- 2 事業の概要
- 3 他の補助金の活用の有無(有 ・ 無)
 - ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
 - ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
- (注) 必要に応じて、事業計画明細、説明資料を添付すること。
- 4 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算(決算)額	備考
合計		

※収入の区分は、具体的に記載してください。(補助金、会費収入、販売収入等)

5 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算(決算)額	備考
事業者への交付金額		
振込手数料		
通信運搬費		
その他		
合計		

(注) 事業者ごとの交付額の明細がわかる書類を添付すること

番 号 年 月 日

様

鳥取県知事 印

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書

○年○月○日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金○○○円
- (2) 交付決定額 金○○○円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱(令和5年6月30日付第202300077346号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。)第4条第2項及び第6条第4項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号 年 月 日

様

鳥取県知事 印

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

○年○月○日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金○○○円
- (2) 交付決定額 金○○○円

なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

職氏名様

住所申請者氏名電話番号

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等 交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補	助 🕹	金 等	の	名	称										
交	ere / L. Sela	ж	算	定	基	準	額	交	付	決	定	額			
文	1	付 決 定	Æ												
実					績										
差					引										
添	f	†	書		類	事業報告書兼収支決算書(様式第3号)									

(EII)

鳥取県知事 様

所 在 地 団 体 名 代表者名

鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助 金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金 円
 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) 金 円
- 5 添付書類
- (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書(写し)

様式第7号 別紙(第8条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名 鳥取県交通事業者物価高騰対策事業費補助金
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

円

- 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区		分	課税仕入れ	課税売上対応分	非課税売上対応	共通対応分	非課税仕入れ	合計
					分			
経	000		000	000	000	000	000	000
費の	000		000	000	000	000	000	000
内	000		000	000	000	000	000	000
訳								

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法